

## だれが報告するの？

報告が義務付けられるのは、

- 食品の製造者、輸入者、加工者
- 製造者固有記号の販売者
- プライベートブランド商品の販売者
- 農林水産物の生産者、生産者団体

で、かつ都内に事業拠点\*のある事業者です。

\*事業拠点とは、事業所、本社、支社、営業所、出張所、連絡事務所、製造施設、倉庫、ほ場（耕作地）、養殖場等です。

地域を管轄する保健所などに報告してください。  
\*詳しくは、このパンフレットの最後のページをご覧ください。

## どこに報告するの？

## どんな食品が対象なの？

報告義務の対象となるのは、

- すべての飲食物（医薬品・医薬部外品を除く）
- 食品添加物
- 器具（食器、箸、スプーン等）
- 食品の容器包装（びん、缶等）です。

報告が義務付けられるのは、

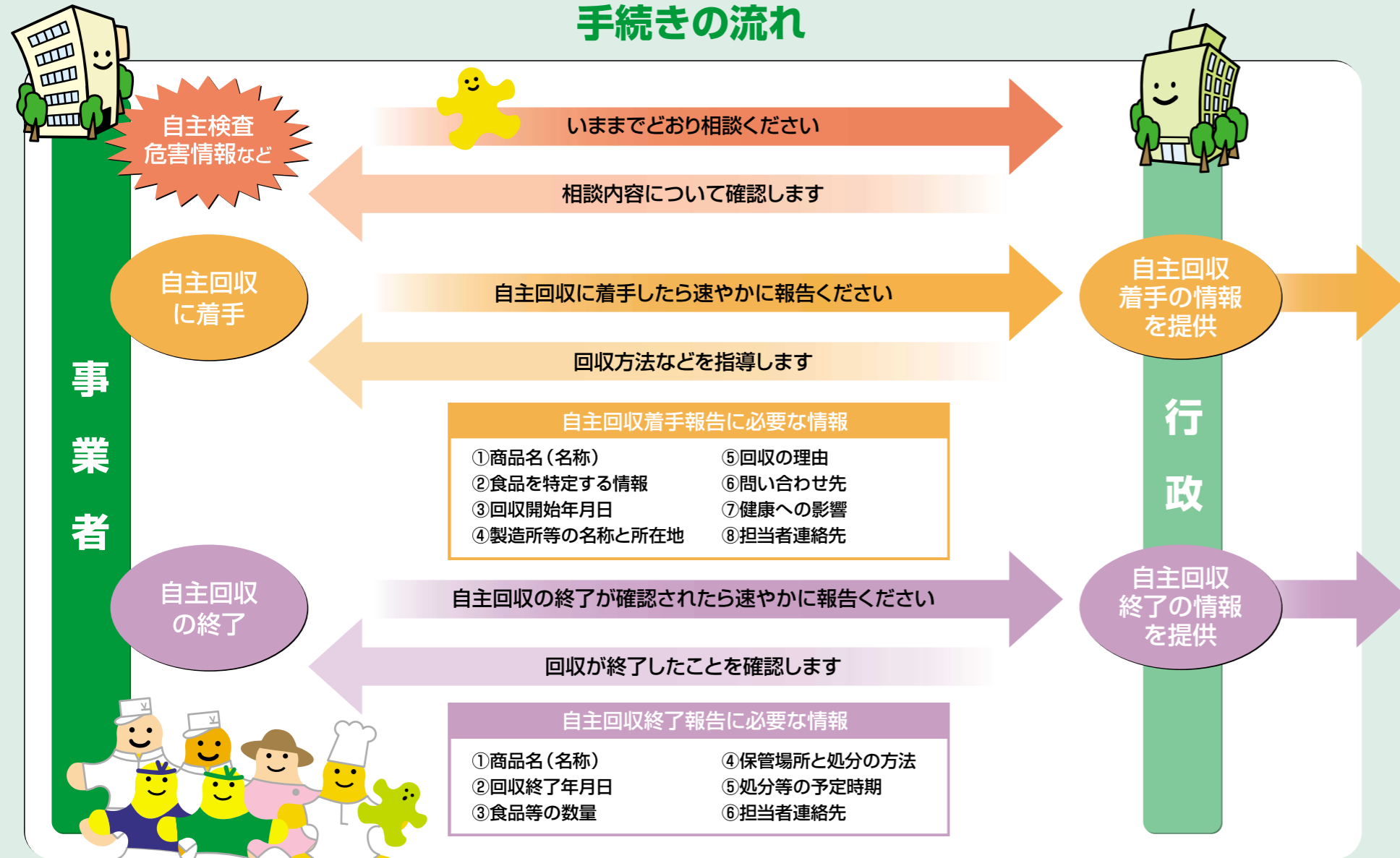
- 食品衛生法に違反している
- 健康への悪影響のおそれと考えられる製品が都内に流通しており、それらの製品を自主回収する場合は、

たとえば自主回収の理由として、

- \*食品添加物の使用基準に違反している
  - \*賞味期限・消費期限を長く表示している
  - \*アレルギー物質の表示がない
  - \*ガラス片が複数の製品に混入している
- などがあります。

## どんな場合に報告が必要なの？

## 手続きの流れ



東京都食品監視課ホームページ「食品衛生の窓」の公表イメージ  
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shokuhin/>

〈自主回収対象商品〉 〇〇ヌードル（即席めん） 100g/個 賞味期限：170905 原産国：〇〇〇 輸入者：〇〇食品株式会社	
着手報告受理年月日	平成16年11月3日
自主回収の理由	食品衛生法第10条違反（輸入者の自主検査により、指定外添加物のTBHQが0.002g/kg検出されたため）
健康への影響	通常の食べ方では健康への影響はありません。
届出事業者名及び所在地	〇〇食品株式会社 東京都〇〇市〇丁目〇号
問合せ先	〇〇食品株式会社 品質管理部 TEL：0427-00-0000
返品方法	上記事業者へ料金着払いにて送付すると、後日、商品代金が返送されます。
備考	TBHQ：酸化防止剤「トブチルヒドロキノン」 わが国では添加物として指定されていませんが、中国や台湾、米国などで認められています。1日あたりの摂取許容量は、体重1kgあたり0.7mgです。過剰摂取すると体重減少などの影響があります。

自主回収が終了するまで掲載します

〈自主回収終了報告が提出されました〉 〇〇ヌードル（即席めん） 100g/個 賞味期限：170905 原産国：〇〇〇 輸入者：〇〇食品株式会社	
終了報告受理年月日 (着手報告受理年月日)	平成16年11月25日 (平成16年11月3日)
自主回収の理由	食品衛生法第10条違反（輸入者の自主検査により、指定外添加物のTBHQが0.002g/kg検出されたため）
健康への影響	通常の食べ方では健康への影響はありません。
届出事業者名及び所在地	〇〇食品株式会社 東京都〇〇市〇丁目〇号
問合せ先	〇〇食品株式会社 品質管理部 TEL：0427-00-0000
返品方法	上記事業者へ料金着払いにて送付すると、後日、商品代金が返送されます。
備考	TBHQ：酸化防止剤「トブチルヒドロキノン」 わが国では添加物として指定されていませんが、中国や台湾、米国などで認められています。1日あたりの摂取許容量は、体重1kgあたり0.7mgです。過剰摂取すると体重減少などの影響があります。

終了の報告を受けてから2週間掲載したあと、削除します  
緊急性を考慮して報道機関への発表を行う場合もあります